

# 設計等業務委託における成績評定制度の導入について

## 1. 背景

○公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない

平成17年4月1日施行：「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）

○調査、設計の履行を確保するため、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うよう努めるものとする

平成17年8月26日閣議決定：「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に実施するための基本的な方針について」

設計等業務の品質確保のための成績評定制度の導入が求められている

## 2. 方針

①財政局契約課において契約する案件で、契約金額が100万円を超える実施設計・地質調査・測量業務委託を対象に平成24年4月1日から導入する

②評定結果は契約の相手方に通知し、公表する

③契約の相手方から評定結果について説明請求があった場合は、必要に応じ成績評定委員会にて対応する

④平成27年度に、優良業者表彰や不適格業者を排除する制度の導入を目指す

## 3. 導入による効果

①客観的な評価を実施することにより、委託成果品の品質が向上する

②委託成果品の品質向上により、工事の品質向上にもつながる

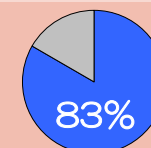
③企業の技術力向上につながる

<参考>

財政局契約課契約の設計等業務委託案件全体に占める成績評定対象案件の割合  
（平成22年度実績）

○ 件数

約650件  
のうち約540件



○ 金額

約24億円  
のうち約23.3億円

